

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の取扱いについて

平成 21 年 3 月 5 日

沖縄県土木建築部

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の取扱いは、以下のいずれかとする。

ただし、離島において島内に施設がない場合、また、建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については、工事現場から 50km 以内に以下の施設がない場合はこの限りではない。

- 1 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出する。
- 2 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、その施設で再資源化された後、ゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出する。